

5

10

15

(2) 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

20

ア 一審原告らのうち本件事故により居住地からの避難を余儀なくされた者は、居住地周辺の多くの住民が相当長期にわたって避難すること等により、生活物資の調達から、周辺住民との交流、伝統文化等の享受に至るまでの様々な生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境等の生活環境がその基盤から失われた場合、あるいは、居住地周辺の地域がある程度の復興を遂げたとしても、生活環境がその基盤から大きく変容した場合には、

25 それまで慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなり、それによ

25

り精神的損害を被ったということができる。

また、前記(1)ウに説示したとおり、避難生活による慰謝料の発生には終期があるというべきであり、その終期までには、本件事故前の居住地への帰還を果たすべく、暫定的な生活の本拠における生活を継続するか、帰還を断念して元の居住地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をすることが可能となり、又はこの意思決定をするのが自然であり、合理的でもあると考えられるところ、このような意思決定をしなければならない状況に置かれること自体や、暫定的な生活の本拠における生活を将来にわたって継続すること又は帰還を断念することによる精神的損害を観念することもできるというべきである。

これらの精神的損害は、避難生活に伴う精神的損害として避難生活による慰謝料の対象となっているものではないから、これとは別に賠償されるべきである。そして、その賠償額は、次のとおり、避難を余儀なくされた一審原告らの置かれた状況によって異なることとなる。

イ 帰還困難区域からの避難者について

一審原告らのうち帰還困難区域から避難した者については、未だ避難指示等が解除されておらず、今後の解除の見込みも立っていないのであるから、上記アのような元の居住地における慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなっていることはもとより、新たな生活環境が整備される目処も立たない状況であると認められる。そうすると、これらの者は、元の住居地への帰還を断念せざるを得ない状況になっており、将来の生活について自由に選択して意思決定をする余地は著しく狭まっているということができるのであって、その精神的損害は大きいと認められる。もっとも、慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなることによる精神的損害は、本件事故前の居住地での居住期間、地域社会との関わり合い等の個別の事情によって、その大きさが異なるといえるから、具体的な賠償

額を定めるに当たってはそのような個別の事情を考慮することとなる。

ウ 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの避難者について

一審原告らのうち旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域から避難した者については、既に避難指示等は解除されており、元の居住地への帰還には行政上の制約はなくなっているが、帰還した者はいない。現実には、これらの区域からの避難者には、既に帰還した者もいれば、帰還せずに他の地域で生活していくことを選択した者もいるのであるが、避難指示等によりこれらの区域から多数の住民が相当長期にわたって避難した結果、その後、ある程度の数の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げてはいる地域はあるものの、そのような地域であっても上記アのような生活環境が基盤から大きく変容したと認められ、仮に帰還したとしても、慣れ親しんだ生活環境を享受することはできなくなっていると認められる。また、そのことによって、帰還に向けての意欲が自ずから減じることともなり、将来の生活についての選択の余地が狭まっているといえることができる。これらの事情を考慮すると、これらの区域からの避難者についても、相応の精神的損害を認めることができる。

エ その余の避難者等について

一審原告らのうち上記イ及びウ以外の避難者は、本件事故前の居住地が避難指示等の対象となっていた期間が短く、あるいは避難指示等の対象となっていなかったことから、上記イ及びウの区域に比較すると、元の居住地周辺の地域から多数の住民が相当長期にわたって避難したという実態が必ずしも認められず、元の居住地の生活環境の変容の度合いは小さいと考えられる。したがって、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められるか否か、また、これが認められるとした場合の賠償額は、各避難者に係る個別の事情を勘案して決すべきである。

5

10

(3) 一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する主張について

一審原告らは、それぞれ、避難生活による慰謝料として月額50万円、これに包含されない損失に対する賠償を「ふるさと喪失慰謝料」と呼称して一律に2000万円ずつを請求する。(ただし、原告番号8-1から8-4までは、500万円の限度で請求している。)

15

しかし、避難生活に伴う精神的損害に対する賠償については、基本的に1か月当たり10万円とし、特段の事情がある場合にはこれを増額するのが相当であることは上記(1)に説示したとおりであり、一審原告らの上記主張は採用することができない。

20

また、一審原告らの上記主張に係る「ふるさと喪失慰謝料」と呼称する慰謝料については、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められる場合もあることは上記(2)に説示したとおりである。一審原告らは、「平穏生活権」と称する権利ないし利益とその内包を主張するが、本件において、上記(2)に説示したように精神的損害の要素を捉えることにより、

25

一審原告らの有する生活環境に関する法的利益の保護は必要かつ十分に実現
することができると考えられる。また、一審原告らの上記主張は、個別具体
的事情を捨象し、一律の金額の慰謝料を認めるべきであるとする点において
失当である。したがって、一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する上
記主張を採用することもできない。

なお、一審原告らは、低線量被ばくについて、種々の知見を参照しつつ、
「平穩生活権」の侵害態様の一つである旨主張する。しかし、低線量被ばく
による健康への影響については科学的定見がないのであって、人によっては
健康への影響について不安を抱くことがあるとしても、それ自体を一般的に
精神的損害の要素として捉えることは相当でない。

(4) 一審被告東電の故意又は重大な過失による慰謝料の増額について

一審原告らは、一審被告東電に、本件事故の発生について故意又はこれに
匹敵する重大な過失があったから、それによる慰謝料の増額が相当であると
主張する。

しかし、原賠法に基づいて損害賠償責任を負う一審被告東電について、一
審原告ら主張のような本件事故の発生についての故意又は重大な過失があっ
たことを理由として精神的損害に対する賠償額が増額されることがあり得る
としても、前認定のとおり長期評価に対する一審被告東電の一連の対応を
みても、本件事故発生について故意があったとは認められず、また、故意に
匹敵するような重大な過失があったと認めることもできない。したがって、
一審原告らの上記主張を採用することはできない。

4 弁護士費用相当の損害及び遅延損害金について

(1) 交通事故等の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、損
害賠償額に応じて弁護士費用相当額の損害賠償が認められるのが一般的であ
り、また、不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為の時に遅
滞に陥り、不法行為の日から損害賠償金の支払済みまで民法所定の割合によ

る遅延損害金の請求が認められる。原賠法が民法の不法行為法の特別法であることからすれば、本件においても上記の理に変わるところはなく、弁護士費用相当額の損害賠償が認められ、また、本件事故発生の日から損害賠償金の支払済みまでの遅延損害金の請求も認められるというべきである。

6 (2) 一審被告東電は、その定めた賠償基準では弁護士費用相当額の賠償や遅延損害金の支払を予定していないところ、圧倒的に多数の被害者が直接請求によって賠償金を受領していることなどを考慮すれば、同賠償基準による簡易迅速な賠償によらずに、あえて訴訟を選択したような場合、一審被告東電の賠償基準で定めた賠償額に相当する部分についてまで、これに応じた弁護士費用相当額の損害賠償を認めることや遅延損害金の支払義務を認めることは
10 不合理であると主張する。

しかし、一審被告東電が中間指針等を参酌して賠償基準を定め、これが一審被告東電と本件事故により損害を受けた者との間での自主的解決の指針として機能し、現に、この賠償基準に基づいて多くの者に対して損害賠償をしてきており、この賠償基準による賠償が、損害によっては遅延損害金をある程度織り込んだものとなっている場合があるとしても、本件においては、訴訟により損害賠償請求をする場合に認めることができる賠償額を認定しているのであって、弁護士費用相当額の損害を認めることや遅延損害金の支払義務を認めることを妨げる事情があるとまではいえず、一審被告東電の上記主張は採用することができない。
15
20

5 弁済の抗弁について

(1) 弁済の抗弁に関する基本的考え方

同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1
25 個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全

損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる（最高裁判所昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁，最高裁判所平成6年11月22日第三小法廷判決・民集48巻7号1355頁参照）。したがって、本件において、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。

(2) しかしながら、本件訴訟の原審においては、一審原告らは、それぞれが被った損害を財産的損害と精神的損害に分類した上、更に個別の項目に細分し、あたかも損害の項目ごとに別個の損害賠償請求権が発生するような請求をしており、一審被告東電も、個別の損害項目ごとにそれに対応する賠償金を支払い、一審被告らは、あたかも個別の損害項目ごとに発生する損害賠償請求権に対する弁済のみを抗弁とするかのような主張をしてきた。ところが、一審被告らは、当審においては、一審被告東電による弁済の一部について、原審と異なり、上記(1)の考え方に則った抗弁の主張をしている。

そこで、上記の原審における弁済の抗弁についての当事者の主張に鑑み、本件訴訟においては、当審において、一審被告東電が特定して明示的に上記(1)の考え方に則った弁済の抗弁を主張している弁済については、この考え方に沿って弁済の抗弁の成否を判断することとする。それ以外の弁済については、上記の原審における主張に沿った弁済の充当によることについて当事者間で合意があるとみるのが相当であるから、個別の損害項目に対応する弁済は、当該項目に係る損害賠償債務に限った弁済として抗弁の成否を判断することとする。

なお、一審原告東電は、一審原告らに対して既に賠償金が支払われたことにより過払いが生じている場合があり、その場合には過払分を賠償額から控

除すべきであると主張するところ、一審原告らは、この主張が時機に後れたものであり却下すべきであると主張する。しかし、過払いが生じているか否かについてはさほどの審理を要するものではなく、訴訟の完結を遅延させるものではないから、上記の一審被告東電の主張を却下することはしない。また、一審原告らは、上記の一審被告東電の主張について、実質的に支払済みの賠償金の払戻しを求めるに等しいから信義則等に反する旨主張するが、上記の一審被告東電の主張は、前記(1)の基本的考え方に沿ったものであり、これが信義則等に反するとはいえず、上記の一審原告らの主張を採用することはできない。

(3) 一審原告らは、避難生活による慰謝料とその主張する「ふるさと喪失慰謝料」とは別個の慰謝料であり、一審被告東電が、中間指針等に基づき賠償基準を策定し、それによって賠償してきた慰謝料は、避難生活による慰謝料にのみ充当すべきものであり、「ふるさと喪失慰謝料」に充当することは許されない旨主張し、原判決も同旨の判断をしている。

しかし、上記(1)の弁済の抗弁の基本的な考え方によれば、避難生活による慰謝料に対する弁済としてされた支払も、それ以外の精神的損害に対する慰謝料に対する弁済としてされた支払も、1個の損害賠償請求権に対する弁済であるとして抗弁の成否を判断すべきものであって、一審被告らがそのような主張をしている以上、一審原告らの上記主張のような考え方を採用することはできず、この基本的な考え方によって弁済の抗弁の成否を判断すべきこととなる。